

市民活動推進助成事業に 寄附したいと思ったら…

「市民局」もしくは「各区役所」
にお申込みください

寄附申込書を入手するには…

1. 市役所・区役所等に寄附申込書を設置しています。

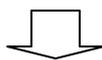
（「ふるさと寄附金申込書」でもお申込みが可能です。ただし、活用先ご希望が記入できませんので、詳しくは下記までご相談ください）

2. お電話でご請求ください。

寄附申込書・返信用封筒・登録団体リストを郵送します。

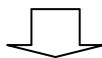
3. ホームページ(大阪市市民局)からダウンロード

いただけます。下記アドレスからダウンロードしてください。



市民局もしくは区役所へご持参または郵送・
ファクシミリ・メール等でお送りください。

「納付書（お振込み用紙）」 をお送りします。



- 納付書により、お近くの銀行または郵便局などの金融機関でお振込みください。（※振込み手数料はかかりません。）
- 納付済み書が金融機関から市に送付された後、「受領書」を送付させていただきます。

団体の登録について

登録団体は、寄附の希望先や寄附金を活用した助成金の交付対象となります。申請は随時受け付けていますが、「大阪市市民活動推進事業運営会議」の審査を経て登録されます。登録申請が可能な団体は、大阪市内に事務所を有し、活動の拠点を大阪市内としている特定非営利活動法人（NPO法人）またはボランティアグループ等の任意の非営利活動団体（※民法上の公益法人、社会福祉法人等の特別法による法人、営利企業等は除く）で、活動実績が1年以上あることなど一定の条件を満たした団体です。詳しくは下記ホームページをご覧ください。

「ふるさと寄附金」控除など 税制上の優遇措置について

《個人の場合》

いただいた寄附金のうち、2 千円（適用下限額）を超える部分について、一定の限度まで、「現在お住まいの自治体の住民税（市・府民税）」及び「寄附された年の所得に対する所得税」が減額（寄附金税額控除）されます。

（例）

夫婦と子ども 2 人で、年収 500 万円の給与所得者の方が、10,000 円寄附された場合
⇒ 住民税 7,700 円 + 所得税 400 円 = 8,100 円の減額
⇒ 実負担は 1,900 円となります

寄附金控除等の手続き

寄附金控除を受けるためには、寄附をした年の翌年に、確定申告が必要です。

確定申告等の税の申告をする際、大阪市が発行する「受領書」を添付してください。

（住民税の寄附金控除のみを受ける場合は住民税の申告が必要です）

平成 27 年 4 月 1 日以降のふるさと納税から、申告 手続の簡素化が始まりました。

寄附金税制（ふるさと寄附金）について詳しくは
大阪市ホームページをご覧ください

<http://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000152460.html>

お問合せ先

お住まいの区を担当する市税事務所（個人市民税担当）

※相続税について

寄附金は全額非課税になります。

《法人の場合》

法人の有する通常の損金算入限度額にかかわらず、全額損金算入できます。

所得税・相続税や法人税など国税に対するお問い合わせは、管轄する税務署等にお問い合わせください。

みなさまのご協力をよろしくお願いいたします

大阪市市民活動推進事業への寄附のお申込み・お問合せ先(代表)

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20

市民局 地域力担当 地域資源グループ

TEL 06-6208-9833

FAX 06-6202-7073

E-MAIL ca0038@city.osaka.lg.jp

HP: <http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000182344.html>